

令和3年4月13日

会員各位

公益社団法人東京都柔道整復師会
会 長 伊藤 述史
保険部長 櫻井 健雄

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について
(通知)」等の一部改正等について

【押印の廃止について 令和3年4月1日から適用】

表記について厚生労働省保険局医療課から関係部局等に通知した旨、日整に連絡がありましたのでお知らせいたします。

今回の改正は、令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、原則として法令等の慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めているものなどについて、一部改正をしたものです。

押印不要となった書類などの概略を下記の通り取りまとめましたので、お読みいただき、申請をして下さい。

記

柔道整復施術療養費支給申請書の押印等の廃止について

適用：令和3年4月1日施術分から

(施術証明欄及び受取代理人への委任の欄の日付が4月1日以降)

◎施術証明欄

自署でなくても押印不要です。

◎受取代理人への委任の欄

柔道整復師が代理記入した場合には、患者からぼ印を受けてください。

「印」が印刷されている現行申請書をそのまま使用できます。

「印」を抹消するなどした新用紙は、在庫がなくなり次第販売いたします。

(半年程度かかる見込みです)

* 領収証(別紙様式1)及び明細書(別紙様式2)については従来通り押印が必要です。

その他、押印不要となった主な書類は裏面を参照

その他、押印不要となった主な書類

「印」が印刷されている現行用紙をそのまま使用できます。

「印」を抹消するなどした用紙は、在庫がなくなり次第販売いたします。

- ・長期施術継続理由書
- ・施術情報提供紹介書
- ・確約書（様式第1号）
- ・柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届け出（施術所の届け出）（様式第2号）
- ・柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届け出（同意書）（様式第2号の2）
- ・誓約書（様式第2号の3）
- ・柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更等（様式第4号）
- ・実務経験期間証明書（別紙様式1）
- ・施術管理者研修修了証（別紙様式2）の公益財団法人代表理事は従来通り押印